

預かり保育・認可外施設などの利用料

無償化には手続きが必要

幼稚園等の預かり保育や認可外施設などは、「施設等利用給付認定」を受けることで、無償で利用できます。すでに認定を受けている人も、年度ごとに申請書の提出が必要となりますので、注意してください(対象者には、案内通知を送付しました)。詳しくは、☎こども支援課(☎2415)へ。

対象施設・事業

- ▼預かり保育事業(幼稚園・認定こども園の在園児対象)
- ▼認可外保育施設
- ▼一時預かり事業
- ▼病児保育事業
- ▼ファミリー・サポート・センター事業

対象要件

「教育認定(1号)を受けている子ども」または「未就園の子ども」の保護者で、次のいずれかに該当し、家庭での保育が困難である人

- ▼労働(月60時間以上)

申請方法

- ▼妊娠・出産
 - ▼保護者の疾病・障害
 - ▼同居または長期入院している親族の介護・看護
 - ▼求職活動
 - ▼就学・職業訓練
 - ▼災害復旧
 - ▼虐待やDVの恐れがある
- 必要事項を記入した申請書類と対象要件を満たしていることが確認できる書類(就労証明書など)を直接こども支援課へ提出してください
- ※受付日をさかのぼっての申請はできません

申請期間

※申請書類は、3月2日(月)からこども支援課窓口で配布します。また、市ホームページ(ID115019)からダウンロードすることもできます

3月2日(月)～19日(木)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

※申請期間を過ぎても申請は可能です



「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング」で良好な親子関係を築きましょう(思春期編)

ID 12122

☎こども政策課(☎21880)

中学3年生の子どもが、学習塾に通っていません。中学1年生の時は元気に通っていましたが、2年生になってから休みがちになり、中学3年生の2学期からは休みが続いています。



親 明日は学習塾どうする？行ってみる？

行ってみる。 **子**



→学習塾に行きたい気持ちはあるものの、結局、子どもは翌日も学習塾に行けませんでした。



親 今日も学習塾に行けてないね、しんどかったら休んでいいよ。お母さん(お父さん)も休んじゃおうかな。少しつらいんだよね。そうだ、気分転換に、一緒にランチに行こうか。

声かけのポイント

うまくいかない時は、あえて正面から対応せずに、大胆に別の話をするのもいいでしょう。話を引き出しやすくするために、視線を合わせることを意識しましょう。

監修: 県公認ほめトレ・トレーナー 坂井 勉さん